

償却資産（固定資産税）の申告について

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。申告書の提出期限は、**2月1日**です。

◆償却資産とは

個人や法人で工場・商店を営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が 毎時35km以上 のもの)、台車など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類を送付しています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がない場合はご連絡ください。
申告する人は、下記区分に従い該当する書類(○印)を提出してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある場合	○	○	
減少資産がある場合	○	○	○
資産の増減がない場合	○	○	
資産がない場合	○		
廃業、転出等の場合	○	必要に応じ○	必要に応じ○

※廃業等の場合でも、事業に用いることができる状態にある資産は申告が必要です。

◆その他

エルタックス(地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>))からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

家屋の取り壊しをおこなった方へ

家屋の滅失の届出はお済みですか？

固定資産税は、1月1日現在を基準日として課税されます。家屋の取り壊しの届出がないと、来年度も課税されたままになりますので、基準日(1月1日)以前に取り壊しをされた方は、1月15日までにご連絡ください。



※滅失とは、家屋(居宅、車庫、物置、倉庫など)を取り壊していることです。一部分の取り壊しの場合も含まれます。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

新型コロナウイルス感染症に伴う令和3年度固定資産税(家屋・償却資産)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者(個人事業主も含む)は、令和3年度固定資産税の減免を受けることができます。

◆中小企業者・小規模事業者とは

- (1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - (2) 資本または出資を有しない法人または個人は従業員1,000人以下の場合
- ※ただし、以下のいずれかに該当する企業は対象外となります。
- ・同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人(資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を含む、中小企業投資育成株式会社を除く)
 - ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

◆減免措置の対象者及び対象資産

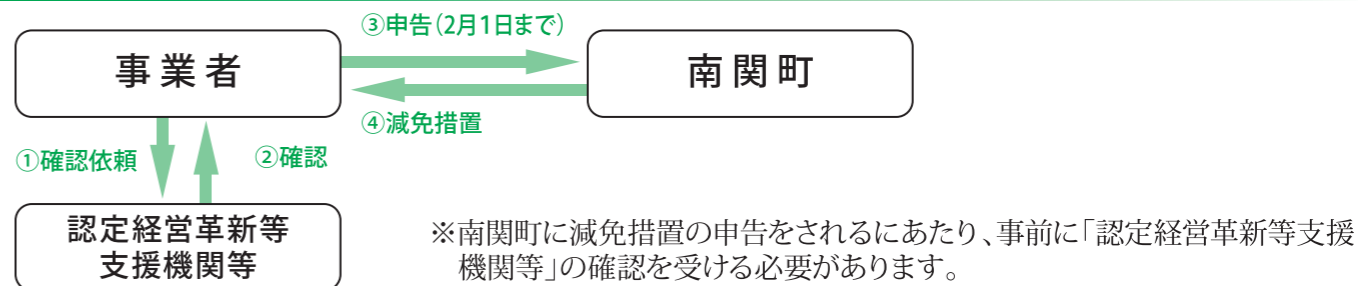
【対象者】 町内に事業用家屋または償却資産を所有している中小企業者・小規模事業者

【対象資産】 「事業用家屋」及び「設備等の償却資産」

◆減免率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

◆減免措置の流れ(イメージ図)



◆減免の申告

【申告期間等】

(申告期限) 令和3年2月1日(日)まで (申告受付窓口) 南関町役場 税務住民課 固定資産税係

【申告方法】

- ① 特例申告書を南関町のホームページからダウンロード(両面印刷してください)
※ダウンロード環境のない場合は、税務住民課固定資産税係までご連絡ください。申告用紙を郵送します。
 - ② 申告者が必要事項を記入(記名・押印)
 - ③ 認定経営革新等支援機関等(商工会、税理士、税理士法人、公認会計士、青色申告会など)から確定申告書・会計帳簿・売上台帳などで申告要件を満たしていることの確認を受ける(確認者の記名・押印)
 - ④ 特例申告書等の提出書類(下記)を税務住民課固定資産税係へ提出
(提出書類)
(1) 特例申告書(認定経営革新等支援機関等から確認を受けたもの)
(2) 事業収入の減少を証する書類(会計帳簿、売上台帳など確認を受けた書類の写し)
(3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色決算書・白色収支内訳書などの写し)
- ※不動産賃料を猶予した場合(それぞれの賃料の支払い期限から3ヶ月分以上猶予していることが必要)も収入減少とすることができますが、賃料支払いを猶予したことを証する書類(覚書等)が別途必要になります。
※償却資産申告書を同時に提出される際は、償却資産申告書の備考欄に「コロナ減免申告」をしている旨の記載をしてください。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563